

京都市病院事業の地方独立行政法人化に係る経過，地方独立行政法人制度等について

1 京都市病院事業の地方独立行政法人化

(1) これまでの経過

京都市立病院及び京都市立京北病院は，現在，地方公営企業法の一部適用による運営を行っているが，この経営形態のもとでは，制度上の様々な制約により，機敏で柔軟な運営を目指す上で課題が多いことから，京都市医療施設審議会に「京都市病院事業にかかる今後の経営形態のあり方」について平成20年7月に諮問し，同年12月に非公務員型の地方独立行政法人が最適であるとの答申をいただいた。

この答申においては，現在の経営形態における課題を具体的に指摘されるとともに，考えられる選択肢についての客観的かつ詳細な比較・検討を行い，明確な根拠をもって「非公務員型の地方独立行政法人化が最適である」と結論付けられており，本市としても，経営に関する権限と責任の明確化により，より自律的・弾力的な経営体制を実現するためには，答申どおりに実施すべきであると判断し，2年間の準備期間において，平成23年度から非公務員型の地方独立行政法人（1法人が2病院を経営）へ移行することを，平成21年3月に策定した「京都市病院事業改革プラン」において明らかにした。

その後，本年3月の市会本会議において，地方独立行政法人を設立するため必要となる定款の制定及び評価委員会の設置について議決をいただいた。

(2) プランに位置付けた両病院の果たすべき役割

ア 市立病院の果たすべき役割

京都市立病院は，感染症医療や小児をはじめとする救急医療など，地域における政策医療の拠点として，また，がんや心疾患，脳血管疾患，糖尿病等の生活習慣病を中心とした高度急性期医療を提供する，地域の中核病院として，市民の皆様の生命と健康を守る役割を果たしてきた。

疾病構造の変化に伴う医療需要の多様化など，病院や医療を取り巻く環境が大きく変化していく中，「市民に信頼され，安心できる，心のこもった医療を提供する」という京都市立病院の理念のもと，今後とも，政策医療の安定的かつ継続的な提供や高度急性期医療の更なる充実，地域医療連携の推進等を図るとともに，経営改善を推進することにより，引き続き，医療の質の確保・向上と経営の健全化に取り組んでいく。

イ 京北病院の果たすべき役割

京都市立京北病院は、京都市の約 4 分の 1 に相当する広大な面積を有しながら、地域内に集落が散在するなど、医療機関へのアクセスが悪い京北地域における、唯一の中核的な医療機関であり、地域住民の生命と健康を守る上で必要不可欠な施設であるほか、今後における同地域の地域振興を考えていく上でも、必須の社会資源である。

このため、京都市立京北病院は、同地域において必要とされる診療体制の確保に努め、引き続き政策医療（へき地医療、一次救急）の役割を担うとともに、地域の疾病構造に対応した身近なかかりつけ医として、地域で保健・医療・福祉サービスを提供する様々な社会資源との連携を図りつつ、地域住民の健康を支えていく。

2 地方独立行政法人制度

(1) 地方独立行政法人の定義・目的

地方独立行政法人は、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立するもので、地域における行政運営の一端を担う。

(2) 設立手続

地方公共団体（以下「設立団体」という。）が議会の議決を得て定款を定め、総務大臣の認可を受け、設立する。

(3) 役員の任命

理事長及び監事は、設立団体の長が任命し、副理事長及び理事は、理事長が任命する。

(4) 目標による業務管理

中期目標、中期計画、年度計画に基づき、計画的に業務を運営、管理する。

(5) 業務実績評価

法人の効率的、効果的な運営を実現するため、事前の関与・統制に加え、事後のチェックにも重点をおくこととされている。法人は、計画に従い自律的に業務を運営するが、業務の公共性及び透明な業務運営の確保のため、次のとおり事後評価を実施し、結果を公表する。

ア 業務実績の評価等

法人は、各事業年度及び中期目標期間の業務実績について、評価委員会の評価を受ける。評価委員会は、結果を法人及び設立団体の長に通知

し、公表する。また、必要なときは、法人に対し、業務運営について勧告を行う。

イ 事業報告書の提出

法人は、中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出する。

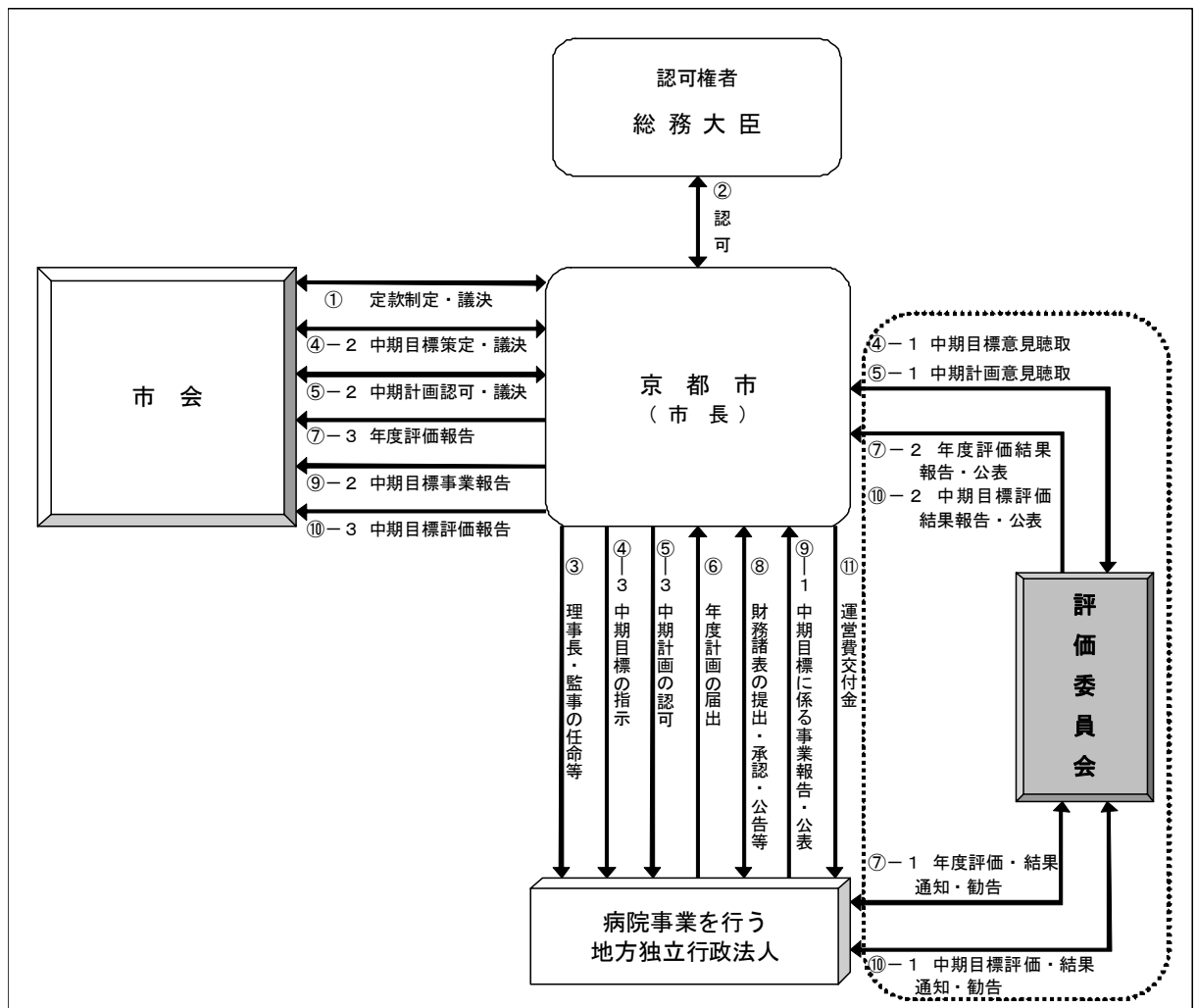
ウ 議会への報告

設立団体の長は、各事業年度及び中期目標期間における業務実績の評価結果並びに中期目標に係る事業報告書を議会に報告する。

(6) 財源措置

公営企業型法人の事業の経費は、当該事業の経営に伴う収入により賄うことが原則であるが、その性質上、事業収入を充てることが、不適當、客観的に困難と認められる経費については、市が負担するものとされている。

(参考) 制度の概要



3 地方独立行政法人評価委員会

(1) 評価委員会の趣旨、位置付け等

ア 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、地方独立行政法人法（以下「法」という。）により、設立団体（京都市）に設置することが義務付けられているもの

イ 市長の附属機関として設置する。

(2) 評価委員会の役割

評価委員会が行う業務は、法に定められており、主に次の2点となる。

ア 法人の業務について、各年度ごと及び中期目標期間（3年～5年）ごとに業務実績評価を行い、結果を市長へ通知し、法人へ勧告及び公表する。

イ 市長が、法人の中期目標を策定し、法人の中期計画及び業務方法書を認可するなどの際に、市長に対し意見を述べる。

<評価委員会の業務の詳細>

ア 業務実績評価

- ① 各事業年度の業務実績評価
- ② 中期目標（市長が作成し、法人に指示する、法人の業務運営に関する目標）期間の業務実績評価
- ③ 上記各評価結果の市長への通知、法人への勧告及び公表

イ 市長に対する意見

- ① 市長が中期目標を定める際の意見
- ② 市長が法人から提出された中期計画（法人が作成し、市長の認可を受ける、中期目標を達成するための計画）を認可する際の意見
- ③ 市長が法人から提出された業務方法書（法人が作成し、市長の認可を受ける、法人の具体的な業務方法の要領を記載した書類）を認可する際の意見
- ④ 法人の役員報酬等の支給基準に関する意見
- ⑤ 市長が法人から提出された財務諸表を承認する際の意見

※ 平成22年度は、上記イの①から④までの項目が審議事項

4 中期目標, 中期計画

(1) 中期目標

ア 中期目標とは

地方独立行政法人の設立団体の長が評価委員会の意見を聴いたうえ、議会の議決を得て定め、法人に指示する、法人の業務運営の基本指針

イ 記載すべき事項（法定事項）

- ① 中期目標の期間（3年～5年）
- ② 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ③ 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ④ 財務内容の改善に関する事項
- ⑤ その他業務運営に関する重要事項

（参考）地方独立行政法人法における中期目標に係る法定事項
地方独立行政法人法（抄）

（中期目標）

- 第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする
- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- （1）中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
 - （2）住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - （3）業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - （4）財務内容の改善に関する事項
 - （5）その他業務運営に関する重要事項
- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聞くとともに、議会の議決を経なければならない。

(2) 中期計画

ア 中期計画とは

中期目標を達成するための具体的計画で、法人が作成し、設立団体の長が評価委員会の意見を聴いたうえ、認可。病院事業を行う法人が該当する公営企業型法人では、認可に議会の議決が必要

イ 記載すべき事項（法定事項）

- ① 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- ② 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- ③ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- ④ 短期借入金の限度額
- ⑤ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

- ⑥ 剰余金の使途
- ⑦ その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
- ⑧ 料金に関する事項（公営企業型のみ）（法第83条）

～評価委員会の評価～

- 1 中期目標の達成状況を調査・分析し、業務実績の全体について総合的な
評定を行う。
- 2 評価委員会は、評価を法人へ評価結果を通知（必要がある場合は、法人
に対して業務運営の改善勧告をする。）
- 3 評価委員会は、評価結果通知に係る事項を設立団体の長に報告・公表